

上田市人権尊重のまちづくり審議会の概要について

審議会名 上田市人権尊重のまちづくり審議会

根拠 人権尊重のまちづくり条例

人権尊重のまちづくり条例(平成 19 年 3 月 30 日条例第 7 号)

(上田市人権尊重のまちづくり審議会の設置)

第 8 条 人権尊重のまちづくりのための施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、上田市人権尊重のまちづくり審議会を置く。

(任務)

第 9 条 審議会は、人権施策基本方針に関する事項その他この条例で定める事項のほか、市長の諮問に応じ、人権尊重のまちづくりに関する基本的事を調査審議する。

(組織)

第 10 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、関係団体の代表者及び識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 11 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、保健委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第 12 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 13 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を求めることができる。

(部会)

第 14 条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

任期 平成 25 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日 (2 年)

開催予定 平成 26 年度、27 年度各 1 回を予定しています。審議内容は、前年度の実施状況について審議をお願いします。

上田市人権施策基本方針(平成 25 年 3 月改定)

第 5 章 推進体制

2 上田市人権尊重のまちづくり審議会

市民、関係団体の代表者及び識見を有する者により構成される「上田市人権尊重のまちづくり審議会」は、人権施策基本方針に関する事項及びその他の事項について審議するとともに、人権施策の実施状況に対して意見を述べます。

4 評価と見直し

この基本方針を実効性のあるものとするため、関係部局が実施した人権施策について、上田市人権尊重のまちづくり審議会の意見を基に評価を行うとともに、社会情勢の変化などに応じて方針の見直しを行います。

報酬

3,800 円/回